

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

竹原市は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

広島県竹原市長

公表日

平成27年9月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき、健康増進事業に関する事務の適正な実施のため、健康増進法及び行政手続において特定の個人を識別刷るための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①健康増進事業の実施対象者の把握に関する事務 ②各種健康診査の健診結果の管理に関する事務
③システムの名称	健康管理システム 団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
健康診査ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1の第76の項及び番号法の別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 市民健康課
②所属長	市民健康課長 森重美紀
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 広島県竹原市中央五丁目1番35号 (0846)22-7719
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活部 市民健康課 健康対策係 広島県竹原市中央三丁目14番1号 (0846)22-7157

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

